

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等について、下記のとおり提示するので、条件等を精読の上、入札参加を希望する場合は、「適合証明書」に所要の事項を記入の上、平成31年2月15日17時00分までに第379会計隊契約班まで提出するものとする。

1 条 件

(1) 次の配点表の①から⑤に示す評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	配点
① 平成29年度1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.475未満	70
	0.475以上 0.500未満	65
	0.500以上 0.525未満	60
	0.525以上 0.550未満	55
	0.550以上 0.575未満	50
	0.575以上 0.600未満	45
	0.600以上 0.625未満	40
	0.625以上 0.650未満	35
	0.650以上 0.675未満	30
	0.675以上 0.700未満	25
	0.700以上	20
②平成29年度の未利用エネルギー 活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成29年度の新エネルギー導入 状況	3.00%以上	15
	1.50%以上3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書の調達者への譲渡 予定量（予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に 関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約締結までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を陸上自衛隊高田駐屯地第379会計隊長に変更することという。書類等有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約相手方は、契約期間の1年間についても、第1項第1号の表の評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 第1項第1号の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間終了後、可能な限り速やかに、第1項第1号の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用語	定義
<p>①平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO₂/kWh)</p>	<p>「平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成29年度の二酸化炭素排出係数</p>
<p>②平成29年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成29年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成29年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を平成29年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成29年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成29年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成29年度の供給電力量(需要端)(kWh)}} \times 100$ <p>未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 <p>未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工場等の廃熱又は排圧 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(FIT法で定める再生エネルギーに該当するものを除く。) 高炉ガス又は副生ガス <p>平成29年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>平成29年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>

用 語	定 義
② 平成29年度の再生エネルギー導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> <p>平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) $\frac{\text{①}+\text{②}}{\text{③}} \times 100$</p> <p>①平成29年度自社施設で発生した再生可能エネルギー等電気の 利用量 (送電端 (KWh))</p> <p>② 平成29年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利 用料 (送電端 (KWh))</p> <p>③ 平成29年度の供給電力量 (需要端 (KWh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められ る再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象と し、太陽光、風力、水力 (30,000KW 未満、ただし、揚水発電は 含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</p> <p>2 平成29年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 平成29年度の供給電力量 (③) には他電気事業者への販売 分は含まない。</p>
⑤ 需要家への需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に ついて、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧 可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合 に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応 じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を 行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エ ネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価する ものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情 報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価 対象とはならない。</p>

適 合 証 明 書

平成 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊高田駐屯地
第379会計隊長 佐藤 誠 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 平成29年の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出 係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO ₂ / kWh）		
②	平成29年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成29年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予 定量（予定使用電力量の割合）		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組		

①～⑤の合計点数	
----------	--

注1：第1項の「自社の基準値」及び「譲渡予定量」並びに「点数」欄には、配点表により算出した値を記入する。

注2：第1項の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3：第1項の条件を満たすことを証明する書類を添付すること。